

市民後見人No.7

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.17)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会
会事務所／東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室(月・水10-16時のみオープン)
tel/fax : 03-3786-6321 mail : info@shimin-kouken.net <http://www.shimin-kouken.net/>
*事務所不在時は、転送電話で担当者が対応します

■家裁、相次ぎ2人の後見人に 本会を選任決定■

東京家庭裁判所は、成年後見制度の活用を必要としている東京都品川区内の女性高齢者2人について、本会(市民後見人の会)を成年後見人に、品川区社会福祉協議会品川後見センターを後見監督人とする決定を、8月27日、9月4日と相次いで行ないました。

2006年3月、品川区内ではじめて市民後見人養成講座が開かれ、その受講生を母体とする任意団体「市民後見人・品川」を産み、それを発展させた本会が今年2月にNPO法人として登記するという過程を通してようやく「法人後見人活動」の第一歩を踏み出しました。まず、そのことを会員全員の喜びとすると共に、社会的責任の重みをしかと受け止めましょう。

第1号被後見人については松本貞子、和久井良一の2会員が、第2号被後見人については大岡朋子、古賀忠壹の2会員が業務担当者として活動しますが、皆さんの知恵を出し合い「理想の法人後見」のあり方をこの2件のケースで追求していきましょう。

■市民後見人養成講座新規研修募集の詳細決定

受講生を集めてください■

前号でもお知らせしましたが平成20年度「市民後見人養成講座・新規研修」を10月31日～11月2日、品川介護福祉専門学校で開催します。

さらに多くの人たちを私たちの運動に参加してもらうために、この講座は是非とも成功させなくてはなりません。会員の皆様には、募集チラシ(表裏)を今号と合わせて送信しますので、コピーして地域の人たちにPRしていただき、多くの受講生集めてください。

来年1月にも講座開催を計画していますので、定員を超えた場合はその人たちを優先的に次回に受講できるようにしたいと考えています。よろしくお願いします。

■事務所詰めの運営委員を急募します■

本会の活動が活発化してくるのに伴い、事務所活動も忙しくなっています。現在、月、水曜日の10-16時の間、事務所をオープンし、月曜日は終日3人、水曜日は午前と午後各2人が詰めています。本来なら、終日勤務が理想ですが午前中、又は午後のみ勤務も可能です。

当面は無償の活動で交通費も自己負担です。事務所詰めのほか、「運営委員」として毎月第2水曜16-18時に開く理事を含めた運営委員会に出席していただき、そこで討議したことは会の運営に反映させます。活動できる方はご連絡ください。(文責・古賀) 止